

平成28年4月

お客さま各位

高岡ガス株式会社

石油石炭税の税率改定に伴うガス料金の引き上げ改定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社は、平成28年4月14日、中部経済産業局に平成28年6月1日を実施日として7月検針分より、一般ガス供給約款および選択約款をあわせた小口部門全体のガス料金を、現行に比べて0.21円/m³（税抜）引き上げることを主な内容とする一般ガス供給約款等の変更の届出を行いました。

今回の料金改定は、石油石炭税の税率の改定（「地球温暖化対策のための税」が石油石炭税に上乗せ課税^(※)：平成28年4月1日第三段階実施）に伴い、弊社が購入する原料におきましても原料価格に石油石炭税変動相当額が転嫁されることとなりました。ガス事業者にとって石油石炭税変動相当額は効率化努力の余地がなく、コスト増加を避けるための合理的な代替手段もなく、併せて、エネルギーを利用する全ての方に公平に負担頂くことを目的とした「地球温暖化対策のための税」の主旨も踏まえ、ガス料金へ適切に反映させて頂くものであります。

弊社は、今後も一層経営全般にわたる効率化推進に努めるとともに、クリーンエネルギーである天然ガスの安定供給と普及促進、そして保安の確保によるお客さまの安全・安心の充実とサービスの向上、更には地球環境問題の改善等に対し積極的に取り組み、地域社会の皆さまの信頼に応えて参ります。何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

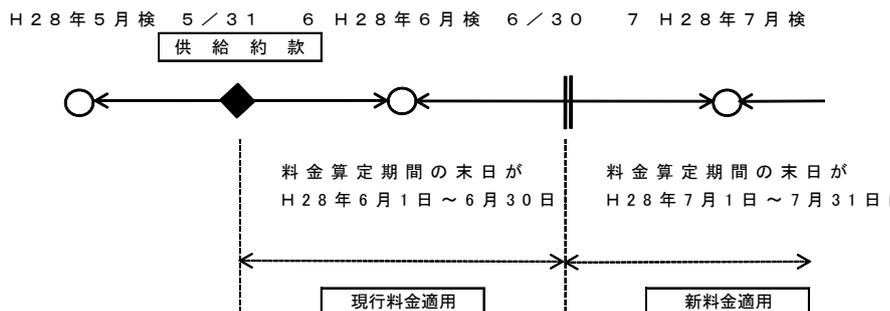
(※) LNG(液化天然ガス)等については、1トンあたり260円を石油石炭税に上乗せ課税

《ガス料金改定の内容》

1. 実施日 平成28年6月1日

※ただし、平成28年6月検針分のガス料金(料金算定期間の末日が平成28年6月1日から平成28年6月30日に属する料金算定期間の早収料金)は、平成28年5月31日まで適用の一般ガス供給約款および選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

[平成28年5月以降のガス料金のイメージ]



(裏面もご覧ください。)

2. 標準家庭のガス料金お支払額(月額・税込)の比較表

現行料金 (1)	届出料金 (2)	増減額 (2)-(1)	改定率(%)
5,781 円	5,785 円	+4 円/月	+0.07%

(注)

- 標準家庭のガス使用量は、弊社家庭用お客さまの月平均使用量(19 m³/月、46.0MJ/m³換算)をいいます。
- 上記料金は、弊社一般ガス供給約款に定める基準平均原料価格の算出根拠となる平成 25 年 7 月～9 月の実績平均原料価格に基づき算定しております。

(参考)一般ガス供給約款料金表 (※表示は毎月変動しております「調整単位料金」の基準となる「基準単位料金」となります。)

	月間ご使用量	現行料金(税込)		改定後料金(税込)	
		基本料金 (円/月)	基準単位料金 (円/月)	基本料金 (円/月)	基準単位料金 (円/月)
料金表A	0～25 m ³	873.72	258.28	873.72	258.50
料金表B	26 m ³ ～	2,399.70	197.24	2,399.70	197.46

以上

ガス料金についてのお問い合わせは

 **高岡ガス株式会社**

〒933-0941 高岡市内免2丁目1番43号

☎0120-290-709 FAX(0766)-23-6617

ホームページ <http://www.takagas.co.jp>